

■ 20歳以上の労働者にも配慮
改正法では、喫煙専用室などの喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることを禁止していることから、同ガイドラインでは「20歳未満の労働者を喫煙専用室等に案内してはならないことはもちろん、20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようになること（喫煙専用室等の清掃作業も含まる。）」としている。
改正法で適用除外の場所となつてある宿泊施設の客室（個室に限る）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても「望まない受動喫煙を防

ている。今年5月10日に公布された同法施行規則の改正省令では、明示しなければならない事項に「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」が追加された。令和2年4月1日に施行される。

■ 20歳以上の労働者にも配慮
改正法では、喫煙専用室などの喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることを禁止していることから、同ガイドラインでは「20歳未満の労働者を喫煙専用室等に案内してはならないことはもちろん、20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようになること（喫煙専用室等の清掃作業も含まる。）」としている。
改正法で適用除外の場所となつてある宿泊施設の客室（個室に限る）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても「望まない受動喫煙を防

止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じること」としている。20歳以上の労働者に対しても、勤務シフトや勤務フロア、動線等の工夫、喫煙専用室等の清掃、業務車両内の喫煙時の配慮を求めた。

このほか、改正法上の施設類型である第一種施設、第二種施設、喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設ごとの対策を整理している。

厚生労働省労働基準局は7月1日付で、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を都道府県労働局に通知した（基発〇701第1号）。ガイドラインでは、施設の管理権原者と事業者が同じであることを前提とし、改正健康増進法の規定を踏まえて事業者が実施すべき受動喫煙防止対策をまとめている。職業安定法施行規則の改正を受け、労働者の募集や求人の申込み時には、求人票などに就業場所での受動喫煙防止措置を明示することとした。

受動喫煙防止対策で新たに義務規定を設けた改正健康増進法は、多数の者が利用する施設等の管理権原者・管理者に対し、望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課

す。原則敷地内禁煙となる病院、学校、児童福祉施設等、行政機関の「第一種施設」に係る規定は今年7月1日に施行されており、原則屋内禁煙となるその他の「第二種施設」に係る規定は来年4月1日に施行される。

改正法により施設の管理権原者等には措置義務が生じるが、自社ビルを保有するなど管理権原者と事業者は同じことが多い。このため、同ガイドラインでは、事業者が実施すべき受動喫煙防止対策をまとめて、事業者と管理権原者が異なる場合は「事業者は、本ガイドラインに基づく対応に当たり、健康増進法の規定が遵守されるよう、管理権原者と連携を図る必要がある」としている。

また、企業全体・事業場の規模等に応じて担当部署や担当者を指定し、受動喫煙防止対策全般の事務を所掌させた指導を行わせることとした。評価結果は経営幹部や衛生委員会等に適宜報告し、適切な措置の決定につなげる。

事業者が施設内に喫煙専用室などの喫煙できる場所を定めようとする時は「当該場所の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な

求人時には就業場所の防止措置明示

職業安定法施行規則の改正

事業場での組織的対策
同ガイドラインでは、第二種施設を念頭に望ましい組織的対策を整理している。

事業者は事業場の実情を把握した上で、受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定することとしている。推進計画に盛り込む項目には、将来的達成する目標と達成時期、目標達成のために講じる措置や活動等を例示した。

一方、同ガイドラインでは、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に同様に表示する内容に「施設の敷地内または屋内を全面禁煙としていること」「施設の敷地内または屋内を原則禁煙とし、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けていること」「施設の屋内で喫煙が可能であること」を例示した。

職業安定法では労働者の募集を行う求人者等に対し、賃金や労働時間などの労働条件を明示することを義務づけており、同法施行規則で明示しなければならない事項を定め

事項を記載した標識を掲示しなければならない」とした。標識については、今年2月の改正法施行通知に添付された標識例を参照し、喫煙可能な人数の目安や適切な使用方法も同時に表示することが効果的であるとしている。

一方、同ガイドラインでは、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に同様に表示する内容に「施設の敷地内または屋内を全面禁煙としていること」「施設の敷地内または屋内を原則禁煙とし、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けていること」「施設の屋内で喫煙が可能であること」を例示した。